

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程（改訂後）

（目的及び意義）

第1条 この規程は、社会福祉法人祥仁会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

（報酬の支給）

第3条 この法人は、役員に職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲で、報酬を支給することができる。
- 3 常勤理事で使用者としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給する。

（報酬等の額の決定）

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間200,000円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間200,000円以内とする。
- 3 この法人の常勤理事の報酬月額、給与規程別表「基本給体系表」に定めるとおりとする。
- 4 各々の常勤理事の報酬月額は、給与規程別表「基本給体系表」のうちから評議員会の承認を得て決めるものとする。
- 5 非常勤理事に対する報酬は、別記1「非常勤理事の報酬」に定める額とする。
- 6 監事の報酬は、別記2「監事の報酬」に定める額とする
- 7 評議員の報酬は、別記3「評議員の報酬」に定める額とする。

（費用弁償）

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 常勤理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員の通勤費支給基準に準ずる。
- 3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費含む）を、出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 常勤理事の報酬等(旅費を除く。)は、毎月25日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

2 非常勤役員及び評議員の報酬等及び常勤理事の旅費は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支払方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法人第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

付則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

付則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

付則

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

別記1 非常勤理事の報酬

理事会出席又は職務のために業務した場合その都度、謝金として1人一律5,000円

別記2 監事の報酬

理事会及び評議員出席の都度、謝金として1人一律5,000円又は監事監査指導等の職務に業務した場合、謝金として1人一律20,000円

別記3 評議員の報酬

評議員会出席又は職務のために業務した場合その都度、謝金として1人一律5,000円